（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正）

第十五条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第五項中「第二条第四号」を「第二条第三号」に、「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、同条第六項の表以外の部分中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、「第二章第二節第二款」を削り、「第三十条」の下に「、第三十七条第一項第八号」を加え、「第二条第六号」を「第二条第四号」に、「一般派遣元事業主」を「派遣元事業主」に改め、同項の表第五条第二項の項及び第六条の項中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、同表第六条第四号の項中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、「、又は第二十一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられ」及び「又は命令」を削り、同表第六条第五号の項及び第六条第六号の項を次のように改める。

第六条第五号	第十四条第一項の規定により労働者派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合（同項第一号の規定により許可を取り消された場合については、当該法人	シルバー人材センターが第十四条第一項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられた場合（同項第一号の規定により廃止を命じられた場合については、当該シルバー人材センター
	取消し	命令
	当該法人の	当該シルバー人材センターの
第六条第六号	労働者派遣事業の許可の取消し	労働者派遣事業の廃止の命令

第四十二条第六項の表第六条第七号の項中「又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出」を削り、同表第十四条第一項の項中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、同項の次に次のように加える。

第十四条第一項第四号	、第二十三条の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項
	又は第二十三条の二

第四十二条第六項の表第二十六条第四項の項中「第二十六条第四項」を「第二十六条第三項」に、「受け、」を「受けている」に改め、「第五条第二項」の下に「の規定により届出書を提出している」を加え、同項の次に次のように加える。

第三十条の四	前三条
	前二条

第四十二条第六項の表第六十一条第一号の項中「、第五条第三項」を「又は第五条第三項」に、「、同条第三項」を「又は同条第三項」に改め、同条第七項中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改める。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正）

第十六条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十四条中「第三十条第二号」を「第三十条第一項第一号及び第二項、第三十四条第一項第三号」に、「第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の六」を「第三十五条の三、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の三から第四十条の六まで、第四十七条の三」に、「第二十三条第一項」を「第二条第四号」に、「労働者派遣法第三十条の二第一項」を「同号」に改め、同条の表第二十六条第二項の項を削り、同表第二十六条第三項の項中「第二十六条第三項」を「第二十六条第二項」に、「前二項」を「前項」に、「前項及び建設労働法第四十三条」を「建設労働者の雇用の改善等に関する法律（以下「建設労働法」という。）第四十三条」に改め、同表第二十六条第四項から第七項まで、第二十七条から第二十九条の二まで、第三十九条、第四十条の二第五項、第四十一条第一号ロ、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条第六項並びに第四十九条第二項の項中「第二十六条第四項から第七項まで」を「第二十六条第三項から第六項まで」に改め、「、第四十条の二第五項」を削り、同表第二十六条第四項の項中「第二十六条第四項」を「第二十六条第三項」に改め、「の許可を受け、又は第十六条第一項の規定により届出書を提出している旨」及び「の許可を受けている旨」を削り、同表第二十六条第五項の項中「第二十六条第五項」を「第二十六条第四項」に改め、同表第三十条第三号の項及び第三十四条第一項第二号及び第三十九条の項を削り、同表第三十五条の三第一項の項の前に次のように加える。

第三十条の見出し	特定有期雇用派遣労働者等	有期雇用送出労働者等
第三十条第一項	有期雇用派遣労働者（期間を定めて雇用される派遣労働者をいう。以下同じ。）であつて派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について継続して一年以上の期間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（以下「特定有期雇用派遣労働者」という。）	有期雇用送出労働者（期間を定めて雇用される送出労働者をいう。以下同じ。）
	特定有期雇用派遣労働者等	有期雇用送出労働者等
	次の各号	第二号から第四号まで
第三十条第一項第四号	前三号	前二号
第三十条の四	前三条	第三十条第一項第二号から第四号まで及び前二条
第三十四条第一項	次に	第一号、第二号及び第四号に
	第三号及び第四号	第四号
	第二十六条第一項各号	建設労働法第四十三条各号

第四十四条の表第三十五条の三第一項の項中「第三十五条の三第一項」を「第三十五条の四第一項」に改め、同表第三十六条の項の次に次のように加える。

第三十七条第一項第四号	場所及び組織単位	場所
第三十七条第一項第八号	第三十条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により講じた措置	第三十条第一項の規定により講じた措置（同項第一号に掲げる措置を除く。）
第三十九条	第二十六条第一項各号	建設労働法第四十三条各号

第四十四条の表第四十九条の二第一項の項を次のように改める。

第四十九条の二第一項	、第四十条の二第一項、第四項若しくは第五項、第四十条の三若しくは第四十条の六第一項	若しくは第四十条の二第一項、第四項若しくは第五項

第四十四条の表に次のように加える。

第六十一条第三号	第三十五条の三、第三十六条	第三十六条